

## 各 資 料 の 説 明

### 資料 3 - 2 弁護士報酬についてのアンケート調査結果

市民が弁護士報酬の金額をイメージする参考資料とするため、日本弁護士連合会が行ったアンケート調査結果で、2002年11月末日までに会員から寄せられた回答に基づいて作成したもの。

ただし、弁護士法第33条第2項第8号で、弁護士の報酬に関する標準を示す規定を各単位弁護士会の会則事項としている。各単位弁護士会はこの規定に基づき、弁護士報酬標準を作成しており、この標準が存在する現状のもとでのアンケート調査結果である。

今国会に上記の規定を削除する弁護士法の改正法案が上程され、弁護士の報酬は依頼者との間で自由に決めることが出来ることとなる。したがって、このアンケート調査の結果は、新しい制度のもとでは大きく変わる可能性が強い。今後、このようなアンケート調査を継続して行うことが求められている。

### 資料 3 - 3 現行の報酬規定の日弁連モデル（報酬等基準規程）

弁護士法第33条第2項第8号で、弁護士の報酬に関する標準の定めが各単位弁護士会の会則事項と定められているので、日弁連が報酬規定のモデルを作り各会に示したもの。各単位会は、このモデルを参考にして報酬標準を定めており、大筋ではこのモデルと同様の報酬標準が作られているが、単位会によって違いがある。

### 資料 3 - 4 具体的事例における弁護士費用の負担額シミュレーションと、 司法アクセスに対する影響についての検討

資料 3 - 2の「アンケート結果に基づく市民のための弁護士報酬の目安」(案)を参考に、具体的事例での弁護士費用の例と敗訴者負担制度の下における原告側・被告側の負担額のシミュレーションを行い、それぞれの場合の訴訟萎縮効果・アクセス促進効果の有無程度について考察したもの。

**資料3 - 5 フィンランドの弁護士報酬を含む敗訴者負担制度の適用が  
国際人権（自由権）規約侵害とされた事例について**

フィンランド国内の裁判で弁護士報酬を含む訴訟費用の敗訴者負担をさせられた原告トナカイ牧者が、国際人権（自由権）規約委員会に対して裁判を受ける権利（国際人権（自由権）規約第14条）侵害として通報した。

フィンランド政府は、規約人権委員会に対して敗訴者負担制度を採用する理由として、不必要な訴訟を抑制するために合理的であると主張した。

同委員会は裁量なき敗訴者負担を本件に適用したことにつき、人権侵害とした。

同委員会委員として本件を担当した安藤仁介氏（同志社大学教授）に日弁連にて解説を受けたところ、欧州では濫訴の多さから敗訴者負担が正当化されているが、日本においては国情や法律扶助整備の差があり、それらを考慮して採否を検討すべきであるとのコメントをされた。